

許可番号第13720052644号

産業廃棄物処分業許可証



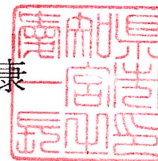
住所 愛知県一宮市丹陽町五日市場字天上126番地

氏名 昭栄金属 株式会社  
代表取締役 桑原 實 様

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

一宮市長 中野 正 康



許可の年月日 令和 7 (2025) 年 9月24日

許可の有効年月日 令和14 (2032) 年 7月 1日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (圧縮、圧縮・切断、破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 3品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 圧縮・切断

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 7品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

ウ 破碎

木くず

以上 1品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

一宮市丹陽町五日市場字天上96番

イ 設置年月日

昭和61年 5月24日

ウ 処理能力

金属くず（自動車等破砕物を除く。） 150t/日（18.6t/時間）

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、

金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず

（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器

くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

114.4t/日（14.3t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 圧縮・切断施設

ア 設置場所

一宮市丹陽町五日市場字天上123番

イ 設置年月日

昭和63年 3月11日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

20t/日（2.5t/時間）

紙くず 76.8t/日（9.6t/時間）

木くず 79.2t/日（9.9t/時間）

繊維くず 52.8t/日（6.6t/時間）

金属くず（自動車等破砕物を除く。） 94.4t/日（11.8t/時間）

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

20t/日（2.5t/時間）

がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 237.6t/日（29.7t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(3) 破砕（移動式）施設

ア 保管場所

一宮市丹陽町五日市場字天上122番

イ 設置年月日

平成20年10月14日

ウ 処理能力

木くず 112.8t/日 (14.1t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成20年10月14日 20尾廃第231-1号

3 許可の条件

移動式の破砕施設について

- (1) 中間処理は、産業廃棄物が発生した市内の建設工事現場内で行うこと。
- (2) 建設工事現場の敷地境界で、騒音については85dB、振動については75dBを超えないこと。

4 許可の更新又は変更の状況

平成10年	7月	2日	新規許可	
平成15年	7月	2日	更新許可	
平成20年	7月	2日	更新許可	
平成26年	1月	9日	更新許可	(優良認定)
令和2年	9月	17日	更新許可	
令和7年	9月	24日	更新許可	(優良認定)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

~~有~~・(無)